

藤沢市消防局における障がい者活躍推進計画

藤 沢 市 消 防 長

藤沢市消防局における障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づき、藤沢市消防長が作成する計画です。

1 計画期間及び計画の公表

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、毎年度、取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、作成した計画は、すべての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載します。

2 藤沢市消防局における障がい者雇用に関する課題

消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条の規定による、障がい者の採用について適用除外されています。藤沢市消防局で採用する職員は消防吏員のみであることから、障がい者の採用は行っていません。

今後は、中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者）等が活躍しやすい職場づくりの推進に向けて、より一層の組織的な体制整備を確立する必要があります。

3 目標

（1）採用に関する目標

消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する障がい者の採用についての適用除外であり、今後も障がい者に限定した採用を行うことは困難ですが、法改正の趣旨に鑑み、障がい者雇用の推進に関する理解を促進します。

（2）定着に関する目標

中途障がい者となった職員等が、不本意な離職を極力しないように、定着状況の把握・進捗管理を実施します。

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ア 障害者雇用推進者として消防総務課長を選任します。
- イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、資格認定講習を受講させます。
- ウ 障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口については、消防総務課とします。
- エ 障がいに関する理解促進・啓発のための研修を、市長部局と連携して行います。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が障がい等により、従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 所属の管理監督者による面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を確認することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- イ 障がい者である職員の障がい特性や能力、希望等を把握し、可能な限り本人に合った職場配置等を考慮します。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

以 上